

議事(1) 部会長の選出について

「京都府住宅審議会規則（以下、「規則」という。）第7条第4項により準用する第5条第1項の規定により、部会長は委員の互選によって定める。

議事(2) 部会長の職務代理者の指名について

規則第7条第4項により準用する第5条第3項の規定により、部会長はあらかじめその職務代理者を指名する。

<参考>

○京都府住宅審議会規則（抄）

（平成26年7月25日 京都府規則第38号）

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第2項中「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と読み替えるものとする。